労働安全衛生規則改正(平成21年６月１日より施行)による

● 足場からの人の墜落防止及び物の落下防止に関する対策について ●

厚生労働省は、足場からの墜落災害を防止する有効な対策を検討するために平成１９年５月から平成２０年１０月までの間に１０回に亘って開催された「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正し、平成２１年６月１日より施行しました。

また、「足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置」、「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用」及び「足場等の安全点検の確実な実施」について、安全衛生部長通達により関係事業者団体に要請し、その対策の徹底を都道府県労働局長に指示しています。

なお、以下の措置は、仮設観覧席を含むイベント用足場、型枠支保工及びベント等に付随する足場にも適用されます。

Ⅰ. 足場からの墜落防止措置の充実

ア　労働者の墜落防止関係

わく組足場以外の足場
（単管足場、くさび緊結式足場、丸太足場、つり足場など）

規　則

手すり（高さ85cm以上）及びさん（高さ35cm～50cmの位置）の設置。※1

※同等の措置（パネル・金網）含む

参考図（単管足場）

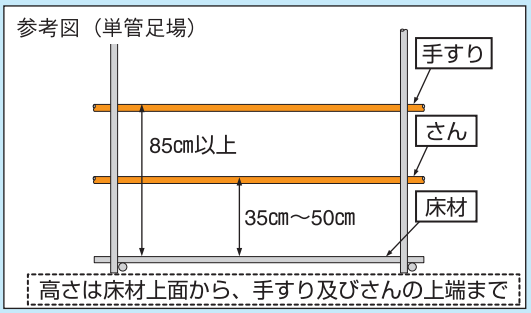

わ く 組 足 場

規　則

交さ筋かいに、さん（高さ15cm～40cmの位置）又は幅木（高さ15cm以上）の設置。※2

※同等の措置（パネル・金網・手すりわく）含む

参考図（さん設置）

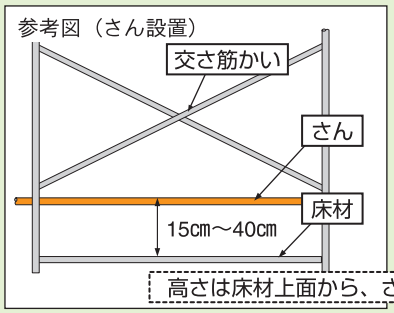

参考図（幅木設置）

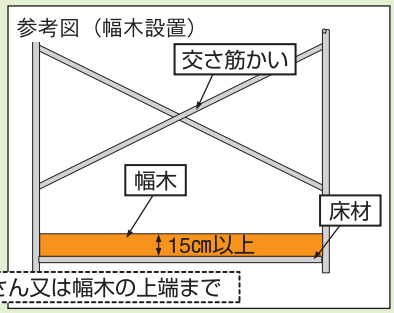

部長通達及びガイドライン

「足場からの墜落災害を防止する上でより安全な措置」として次のことの徹底を指導。※3

手すり及びさんに加え、幅木を設置する。

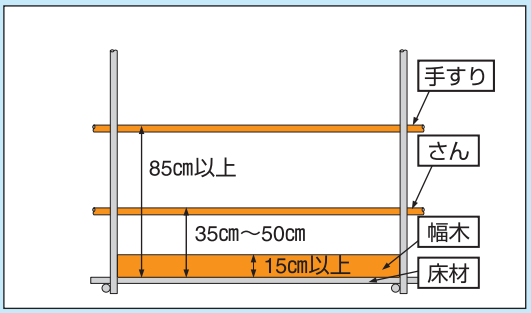

①さん又は幅木に加え、上さんを設置した足場 ②手すり先行専用足場型の足場
③二段手すりと幅木の機能を有する機材を設置した足場 のいずれかを設置する。

参考図（①の例）

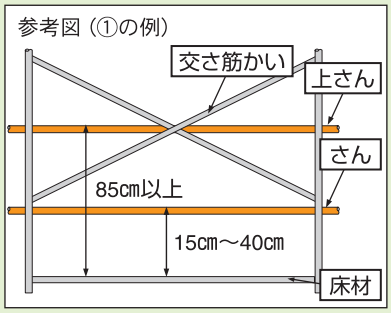

参考図（②の例）

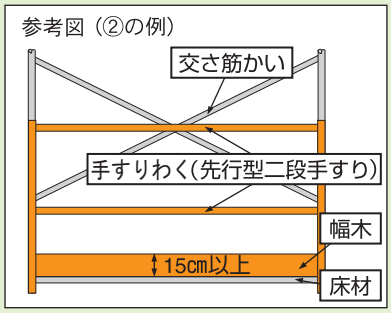

足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないよう設置することを指導。

参考図（単管足場）

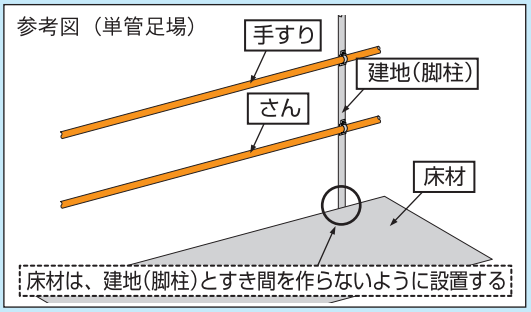

参考図（わく組足場）

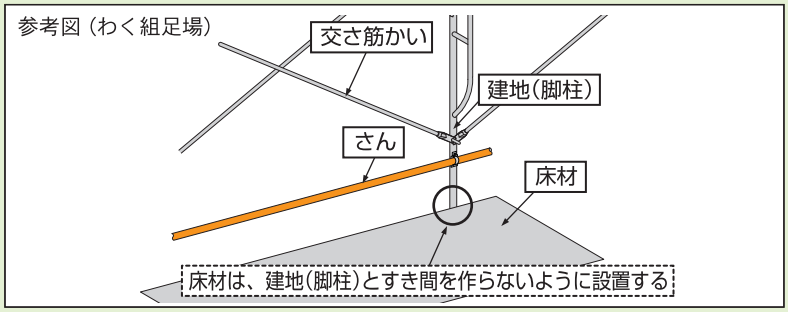

※　足場の躯体壁側の措置
足場の躯体側にも「改正労働安全衛生規則」及び「安全衛生部長通達」に示す同じ措置が必要となります。

※１　「高さ10ｃｍ以上の幅木と併設した、幅木の上端から中さんの上端までの距離が50ｃｍ以下となるような中さん」は、高さ35cm以上50cm以下のさん（中さん）と「同等以上の機能を有する設備」に該当する。
（基安安発第0515001号　平成21年5月15日）

※２　わく組足場の妻側の墜落防止措置については、わく組足場以外の足場（単管足場等）と同じ措置とする。

※３　『メッシュシート』及び『安全ネット』は、手すり、中さん及び幅木等の足場からの墜落防止措置を設置した上で、それらを補完する墜落災害防護機材として位置付け、「設置することが望ましいこと。」としている。

イ　物の落下防止関係

規　則

幅木（高さ10cm以上）、防網又はメッシュシート等の設置。

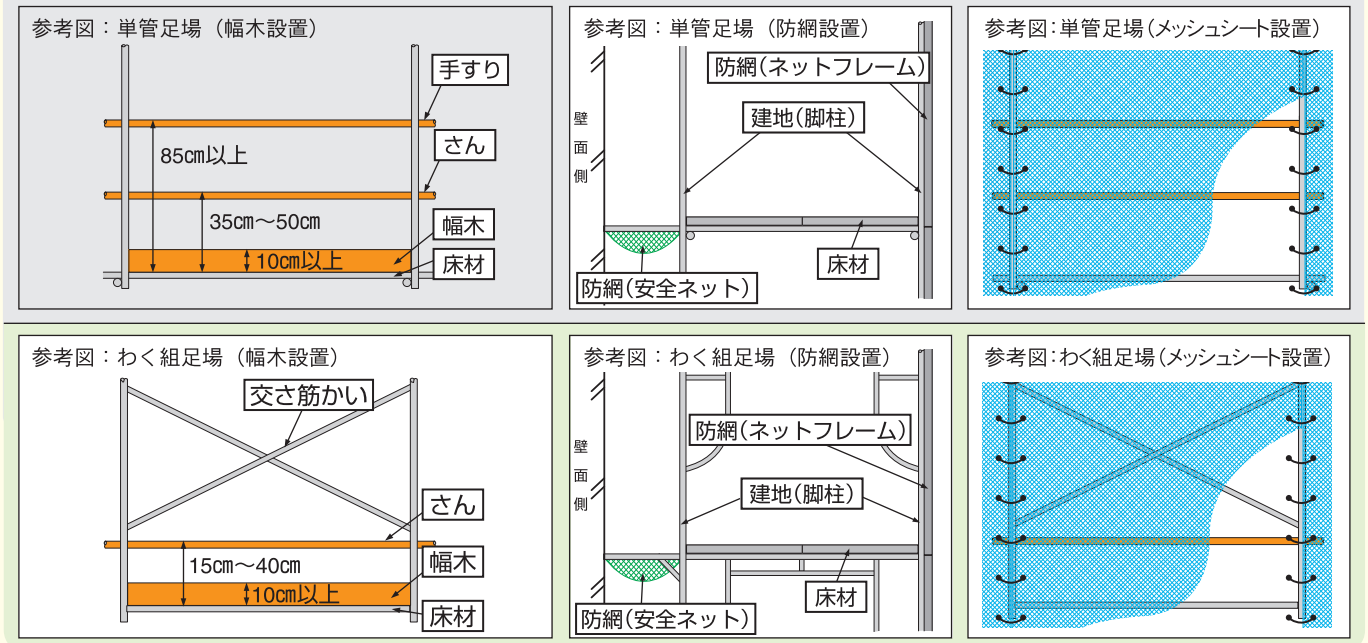

Ⅱ．足場組立工法のあり方について

足場からの墜落防止措置に関する安衛則の改正ならびに安全衛生部長通達を踏まえ、労働基準局長通達により「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月1日　基発第0401012号）」を廃止し、新たに「手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月24日基発第0424001号）」を策定し、新規ガイドラインの採用の徹底を都道府県労働局に指示した。

また、ガイドラインの適用対象は、足場の設置を必要とする建設工事の全て（造船は除く）であり、「足場先行工法」に用いる足場にも手すり先行工法の適用可能な部材が普及されたことから、これまで適用対象外であった『軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事』についても、手すり先行工法の適用対象とした。

Ⅲ．足場の安全点検について

１．足場の組立・変更時点検の充実

規　則

現行法令の通り、事業者または注文者（元請）に点検を義務付け、元請は、現場終了（竣工）まで、点検結果を記録し保存することを義務化した。

部長通達及びガイドライン

点検の実施者については、原則、足場の組立等作業主任者、元方安全衛生管理者等（一・二級及び木造建築士、一・二級建築施工管理技士、一・二級土木施工管理技士、技術士等含む）であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している等（例えば**全国仮設安全事業協同組合の仮設安全監理者特別教育受講者《仮設安全監理者》**）十分な知識、経験を有する者を指名することと、当組合が認証した**機材別チェックリスト**のように点検者の職氏名を記入できるようにした**足場の種類・機材に応じたチェックリスト**を作成して点検を行うように指導する。

２．作業開始前点検の義務化

規　則

作業を行なう足場の部分について、新たにその日の作業を開始する前に点検することを義務化した。

部長通達及びガイドライン

点検は、職長等当該足場を使用する労働者・責任者から指名。

※なお、上記Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．の何れについても負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を公表するとともに、改正規則の施行後３年以内を目途に、今回の措置の充実の効果等を検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置が講じられます。但し、人命について著しい問題があった場合は、３年を待たずに、速やかに対処されます。

Ⅳ．その他

規　則

足場と同様の墜落災害防止措置の規定がある架設通路及び作業構台についても、Ⅰ及びⅢと同様に、改正労働安全衛生規則ならびに安全衛生部長通達が適用される。

（但し、架設通路については、安全衛生部長通達で点検が要請されている。）